

委託業務等成績評定要領の運用

第2第1項関係（評定の対象）

- 1) 次の委託業務を単独で実施するものについては成績評定の対象としないものとする。
 - ・電算業務委託（入力データ作成業務）
 - ・道路台帳補正業務
 - ・積算委託業務
 - ・流量観測業務委託
 - ・交通量調査委託
 - ・現場技術業務委託
 - ・電気通信設備保守業務委託
 - ・地域づくり等の調査業務
 - ・発注者支援業務
 - ・その他、これらに類する業務
- 2) 設計変更等で、契約金額が400万円以上（用地調査等業務委託については100万円以上）になった業務についても適用すること。
（設計変更で契約金額が400万円未満（用地調査等業務委託については100万円未満）になった業務には適用しない。）
- 3) その他対象業務について疑義が生じた場合は、技術管理課との協議による。

第4第2項関係（評定表等）

- 1) 評定表等とは次のものをいう。
 - ・委託業務等成績評定表（様式第1）
 - ・項目別評定点（付表1）
 - ・成績採点表又は評定集計一覧表（付表2）
- 2) 評定表の様式は業務内容により次の7種類から選択するものとする。
 - (1)地質調査
 - (2)単純調査業務
 - (3)測量作業
 - (4)調査業務、計画業務
 - (5)設計業務「概略設計・予備設計」
 - (6)設計業務「詳細設計」
 - (7)用地調査
 - (8)CM業務
 - (9)用地補償総合技術業務

※上記(1)～(4)の選択にあたっては、

- (1)地質調査、(2)単純調査業務、(3)測量作業
「委託契約書」に基づき委託するもの。
- (4)調査業務、計画業務

「設計業務委託契約書」に基づき委託するものを基本とするが、その他選択の詳細にあたっては審査基準を参照すること。

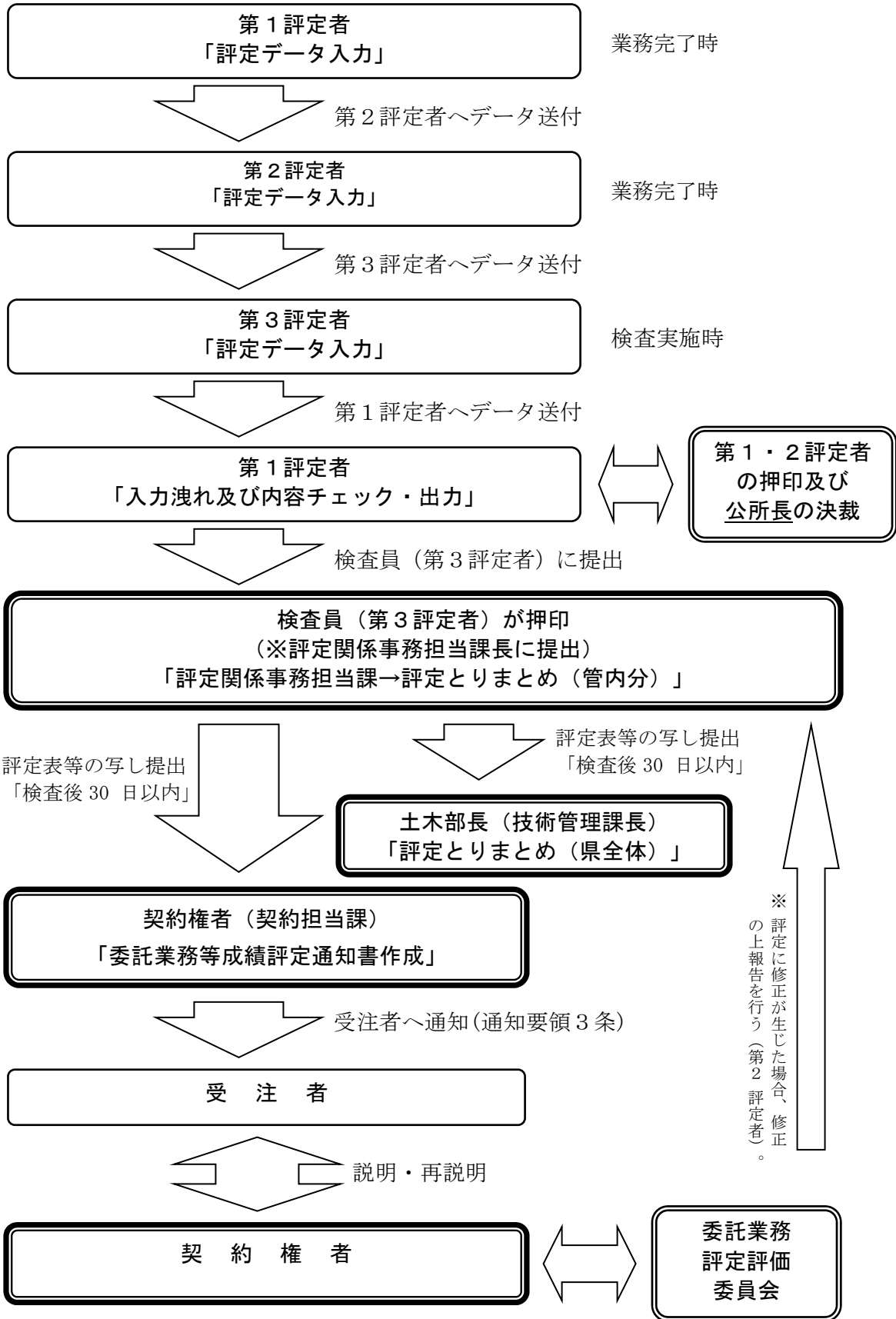
第7関係（評定の結果の通知）

- 1) 通知は「委託業務等成績評定通知実施要領」によるものとする。

その他

- 1) 評定実施から通知までの流れは別紙「委託業務成績評定実施フロー」参照を参照のこと。
（参考資料）
 - ・「審査基準」

委託業務成績評定実施フロー



(参考)

考 査 基 準

1. 第2評定者考査基準

(1) 考査方法

第2評定者は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表（第2評定者用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

(3) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－1を参考として－15点まで減点することができる。

別表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を超える
考査点	－3点	－5点	－10点	－15点

【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は継承、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・その他（理由： ）

(4) 契約不適合に関する修補及び損害賠償による減点

成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約書の契約不適合責任条項等に記された手続きに従い、契約不適合に関する修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－2を参考として－20点まで減点することができる。ただし、ここでいう契約不適合に関する修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評定点が採択された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表－2 契約不適合に関する修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	契約不適合に関する修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 契約不適合に関する 修補又は損害賠償の実施
考査点	－10点	－20点

2. 第1評定者及び第3評定者審査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って、評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

3. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、運用第4第2項関係（評定表等）2）(1)～(9)のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の審査をもって評定点とみなすものとする。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては下記を参考とする。

- ・上記(1)～(9)のどれかが400万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」をみなすものとする。
- ・上記(1)～(9)の複数が400万円を超えるとき、もしくはどれもが400万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

4. 「単純調査業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範囲かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。しかしながら、この採点表を使用する「土木設計業務等共通仕様書第1204条及び第1205条」に規定する業務には、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等も含まれることから、これを「単純調査業務」と定義し、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とすること。

・「単純調査業務」の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防及び海岸	データ加工業務（降雨解析等） 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備 情報	施工関連資料の収集整理 定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法がJIS等で

規定されている測定業務

5. 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取扱いや単純調査業務の選定は、第1評定者が決定する。

6. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

考查項目			業務評定	地質調査、単純調査業務、測量作業、 調査業務、設計業務		
				技術者評定		
				管理 又は主任	担当	照査
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と執行 計画	20	20	5	
	実施状況の 評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能 力の評価	説明調整能力	6	6	6	
	取組姿勢	責任感・積極 性・倫理観	5	5	7.5	
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合計			100	100	100	100

評価項目		CM業務、用地補償総合技術業務		
		業務 評定	技術者評定	
			管理	担当
専 門 技術力	目的と内容の理解	6	6	8.8
	的確な履行	36	36	52.9
	業務目的の達成度	18	18	26.5
管 理 技術力	業務実施体制の的確性	12	12	—
	打ち合わせの理解度	6	6	—
	指揮系統の迅速性、確実性	14	14	—
取組 姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	8	8	11.8
合 計		100	100	100

7. 業務評定項目

考査項目	細 別	(1)地質調査、単純調査業務、測量作業				(2)調査業務、計画業務				(3)設計業務				
		主任監督員	総括監督員	完了検査官	評定点 / 配点(基礎点)	主任監督員	総括監督員	完了検査官	評定点 / 配点(基礎点)	主任監督員	総括監督員	完了検査官	評定点 / 配点(基礎点)	
プロセス 評価	実施能力 の評価	実施体制と執行計画	○	○	○	/ 20(12.0)	○	○	○	/ 20(12.0)	○	○	○	/ 20(12.0)
	実施 状況 の 評価	執行管理	○			/ 5(3.0)	○			/ 5(3.0)	○			/ 5(3.0)
		品質管理	○		○	/ 20(12.0)	○		○	/ 20(12.0)	○		○	/ 20(12.0)
		業務特性		○		/ 10(6.0)		○		/ 10(6.0)		○		/ 10(6.0)
		創意工夫	○			/ 4(2.4)	○			/ 4(2.4)	○			/ 4(2.4)
	説明調整能力の評価	説明調整能力	○			/ 6(3.6)	○			/ 6(3.6)	○			/ 6(3.6)
	取組 姿勢	責任感・積極性・倫理観		○		/ 5(3.0)		○		/ 5(3.0)		○		/ 5(3.0)
結果の評価	成果物の品質	○		○	/ 30(18.0)	○		○	/ 30(18.0)	○		○	/ 30(18.0)	
評定者別評価点 ①		○	○	○	/ 40	○	○	○	/ 40	○	○	○	/ 40	
評定者別基礎点 ②		○	○	○	/ 60	○	○	○	/ 60	○	○	○	/ 60	
評定者別評定点(③=①+②)		④	⑤	⑥	/ 100	④	⑤	⑥	/ 100	④	⑤	⑥	/ 100	
業務評定点計 ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)		⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)					⑧				⑧				⑧	
⑨成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、 契約図書に記された手続きに従い、契約不適合に関する修補 又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を 除く)					⑨				⑨				⑨	
⑩その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)					⑩				⑩				⑩	
総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩					⑪				⑪				⑪	

■ は、評定対象外
○ は、評定項目

注: 1.「担当技術者」は、それぞれ8人までとする。
2.各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。
3.「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

評価項目		評価の視点	CM業務、用地補償総合技術業務委託				
			第1評定者	第2評定者	第3評定者	評定点	
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の理解	①			④=Σ① +②×(1/2) +③×(1/2)
		的確な履行	法令・技術基準の知識	①			
			業務内容についての判断	①			
			関係者とのコミュニケーション	①			
		業務目的の達成度	必要事項の記載	①			
	的確な取りまとめ		②		③		
	小計		○		○	④	
	管理技術力	業務実施体制の的確性	業務実施体制の的確性	⑤		⑥	⑩=⑤×(1/2)+ ⑥×(1/2)+⑦+ ⑧×(1/2)+⑨× (1/2)
		打ち合わせの理解度	打ち合わせの理解度	⑦			
		指揮系統の迅速性、確実性	指揮系統の迅速性、確実性	⑧	⑨		
小計		○	○	○	⑩		
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	責任感、積極性、発注者側の視点	⑪	⑫		⑬=⑪×(1/2)+ ⑫×(1/2)	
	小計		○	○			⑬
計			○	○	○	⑭=④+⑩+⑬	
業務執行に伴う減点	業務執行上の過失			○		⑮	
	中立性、公平性に係る過失			○			
	守秘性に係る過失			○			
	小計			⑮			
合計						⑯=⑭+⑮	
総合評定点の算定		事故等による減点			⑰		
		契約不適合に関する修補又は損害賠償による減点			⑱		
		その他()			⑲		
		総合評定点 (⑯+⑰+⑱+⑲)			⑳		